

おうめものづくり等支援事業補助金の申請と事業実施に当たっての注意点 (必ずお読みください)

1 同一事業者の複数申請について

同一事業区分での複数申請はできません。

2 補助対象期間について

原則として、**申請年度の4月1日から3月31日まで**。ただし、展示会等出展事業については、開催日が属する年度を申請年度とします。

3 補助対象経費について

補助対象経費として明記されている経費以外はいかなる場合も補助対象経費として計上することはできません。

補助対象として計上しているものの仕入控除税額が明らかな場合は、控除後の金額を計上してください。

国や都等支援機関の補助金との併給できない場合があります。

4 補助対象経費の支出の証明について

全ての経費について、支出内容が記載された**領収書の写しが必ず必要**です。インターネット決済等により支出したものについても領収書の写しを提出してください。

領収書は、**品目、単価、数量および内容がわかる領収書**を取得してください。または、支出内容の分かる請求書等の写しを合わせて提出してください。領収書には、押印されているか、収入印紙(必要な場合)が割られているか、日付、宛名、内容が**適切に記載されているかを確認**してください。

なお、作成したチラシやポスター等は**全て使い切った経費が対象**となります。

5 グループ企業等との取引について

親会社、子会社、グループ企業等の**関連会社**(自社と資本関係のある会社、役員等(これに準ずる者を含む。))または社員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営する会社をいい、個人事業者、法人および団体等を含む。)との取引にかかる経費は、**全てが補助対象外**となります。

6 旅費について

交通費、ガソリン代、宿泊費などは、**全てが補助対象外**となります。

7 手数料について

振込手数料、支払手数料などは、**全てが補助対象外**となります。

8 新製品・新技術開発事業について

あくまで新製品・新技術を開発する事業に対しての支援となります。おうめものづくり支援事業専門家会議による審査の結果、申請する事業に**新規性**などが認められない場合は、**補助対象となりません**のでご注意ください。

顧客の求める仕様に応じた**実質的に特定の顧客向け**の製品等の開発に要する経費は、**補助対象となりません**のでご注意ください。

9 展示会等での物品販売について

展示会等での**物品等の販売**は、**一切認められていません**のでご注意ください。

10 実績報告書提出時の添付資料について

支出した経費の**成果物(パンフレット等)**を提出してください。

展示会等出展事業については、**写真等を提出**してください。

11 実績報告書提出期限について

補助金交付決定通知到着後、申請事業が完了している場合は**1ヶ月以内**に提出してください。事業継続中の場合、完了後**1ヶ月以内**に提出してください。

なお、3月中に完了する事業は、**完了後7日以内**に提出してください。